

平成30年9月定例教育委員会議事録

日 時 平成30年9月10日（月）
午前10時00分～

1 開 会

○山本教育長

ただいまから平成30年9月定例教育委員会を開会します。よろしくお願いいたします。今日は、鱸委員が欠席で中島委員が遅れてこられるということですが、定数上は充足しているということで、始めさせていただきます。

2 日程説明

○山本教育長

最初に、教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○片山教育総務課長

本日は、議案4件、報告事項11件の合計15件となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

3 一般報告

○山本教育長

それでは、私から一般報告をいたします。

今年は、本当に災害が多い年でして、7月の豪雨がもうずいぶん昔のことに思えるぐらい、また北海道で大きな地震が起こり、また台風もひっきりなしにやってくるという状況でございます。学校を含めて危機管理意識を高めつつ対応して参りたいと思います。

2学期が始まりましたけれども、7月の豪雨で延期しておりました教員採用試験が先週一杯かけて、ようやく終わったところです。1次・2次試験を同時に開催することになり、欠席者が増えるんじゃないかと心配していましたが、1割ぐらい欠席があったということでした、そんなにすごく影響があったということではなさそうでした。

8月23日には文化財保護審議会を開催しまして、かねて諮問していました文化財等の5件について御審議いただきました。

8月28日には「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会総会」ということで、県立美術館を活用した地域の活性化ですとか、町づくり活動の促進を図る、いわば県立美術館の応援団的な組織として協議会が開催されまして、博物館長とともに私も出

席をして参りました。PFI方式による整備への着手など、最近の整備の検討状況など説明させていただきましたし、また、委員の皆様で観光施設の連携ですとか、公共交通機関、交通アクセス、ボランティア組織の構築などについて、取組状況など説明があったところです。私の方からも様々な角度で御協力いただくようお願いをいたしましたところです。

8月31日には県と鳥取市との政策連携懇談会が開催されまして、今回は鳥取西道路周辺の地域活性化がテーマとなっていましたので、私も出席をさせていただき、青谷上寺地遺跡の整備等について鳥取市と連携して取り組む必要がありますので、そうしたことについてお願いも含めて意見交換をさせていただいたところです。

9月6日には、これは毎年恒例ですが、私立高等学校と意見交換会を開催しまして、私立学校の経営者の皆様方、あるいは学校長の皆様方と県教委、知事部局も含めて、意見交換を行ったところです。今後の生徒減少への対応の在り方ですとか、それに向けての検討についての意見交換の場を設置することなど、意見交換を行ったところですし、また、大学入試改革に連動した高校入試の対応ですとか、県立と私立を併願した場合の中学校の対応などについても意見交換を行ったところです。こうした意見交換の結果、今後も行政に活かしていきたいと思っております。

先週末の9月7日には、経済団体への障がい者雇用の求人要請を知事とともに行ったところです。今、国や他県の自治体では、障がい者雇用の水増し問題などが社会問題化しておりますが、マスコミの方々の関心も例年だと1社ぐらいの取材しかないんですけど、ほとんど全社の方々が取材に来ておられて、そうした関心の深さを改めて知ることになったわけです。本県の教育委員会の事業所としての雇用率は2.55%ということで、2.4%が法定雇用率ですが、そこをクリアしているという状況です。また、生徒を送り出す側のことについては、特別支援学校をはじめとして、職業教育の充実、これは例えば検定制度を設けて、そこに向けて知識や技能を高めていくということすとか、あるいは就労定着コーディネーターなどを配置して、企業としっかりと連携を図っていくというような取組みをしており、そうしたことを含めて就職したいと要望のある生徒はほとんどが就職を果たしているといった状況です。こうした求人要請なども行いながら、生徒の就職先をしっかりと確保していく取組みを行っていききたいと思います。

9月18日からは、いよいよ9月の定例県議会が始まります。災害復旧の経費などがこのたびは中心となるということですが、県教委としては、かねて県外募集に関連して検討しておりましたが、下宿を県でも地元の自治体と協力して確保するような、そんな取組みにも着手したいというようなことすとか、あるいは青谷上寺地遺跡の弥生人の脳の話で、DNAの研究が進められておりますので、そうした研究をしっかりと連携をして情報発信をしていく、そうしたことについて補正予算を検討中ですので、そうした対応も含めて今後行って参りたいと考えております。私からは、以上です。

4 議 事

○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、坂本委員と佐伯委員にお願いします。

5 議案の概要説明

○山本教育長

まず、森田次長から、議案の概要説明をお願いします。

○森田次長

まず、議案第1号ですが、教育審議会委員等の任命についてということで、委員の任期が平成30年9月30日で満了になることから、その改選を行おうとするものです。

議案第2号に関しては、公立学校教職員に非違行為があったために、その対応を諮るものです。

議案第3号、文化財の県指定ですけれども、これは教育長の一般報告の中にもありました、8月23日に開催された審議会において、文化財及び名勝の各案件について答申がありましたので、これを指定文化財にしてよいかお諮りするものです。

また、議案第4号に関しは、保護文化財1件を文化財保護審議会へ諮問を行おうとするものです。以上です。

○山本教育長

それでは、議事を進めたいと思いますが、議案第1号及び第2号については、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいと思いますがいかがでしょうか。

(賛同の声)

それでは、非公開で行うこととしたいと思います。まず1号議案の関係課長以外の方は、席を外してください。

それでは、議案第1号について、担当課長から説明してください。

[非公開]

議案第1号 鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について

議案第2号 公立学校教職員の懲戒処分について

[ここから公開]

議案第3号 文化財の県指定について

○中原文化財課長

議案第3号、文化財の県指定についてです。先ほどからも御説明がありましたように、平成29年11月22日を始め鳥取県文化財保護審議会へ諮問した、鳥取県の保護文化財4件及び鳥取県名勝1件を指定することにつきまして、先月8月23日に開催された文化財保護審議会において審議されたところ、県指定について鳥取県教育委員会に指定が妥当という旨の答申がありましたので、御報告します。

1件目が、鳥取県保護文化財「倭文6号墳出土遺物一式」所在地は鳥取市で、員数は一式。一式といいますのは、多数あるということで別添資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。指定基準は、保護文化財、考古資料の部。3番で、古墳の出土品その他古墳自体の遺物で学術的価値の高いものということです。

指定理由を簡単に御説明します。まず、鳥取市倭文に所在する倭文6号墳から出土した資料です。倭文6号墳は標高約75メートルの丘陵尾根上の最高所に位置する、径が13mですから、比較的小型の円墳です。墳頂部の埋葬施設から古墳群中突出した内容を誇る副葬品が出土しました。これらの出土遺物はいずれも保存状態が大変良好でして、製作技法や副葬品の取扱いを詳細に観察できることに加え、武器、武具、馬具といった良好なセットが、時間軸上の細かな目盛りとなり得る土器、埴輪と共に出土したことによりまして、土器による古墳編年の第一級の基準資料となり得るものです。下の方に写真が付いておりますが、鎧とか刀、馬具であるとか、そういった資料になります。これらの武装・馬具は古墳時代中期末の良好なセット関係を示すとともに、被葬者の活動時期や活動内容を明らかにし、その武人としての性格をよく物語る資料となります。小型の古墳から出ているということですので、当該期の中小豪族の動向に具体的に迫ることのできる倭文6号墳出土遺物は、地域史を明らかにする上で極めて重要な資料であるということです。

2件目です。名称が、小鴨元清家臣連署起請文木札。所在が倉吉市で、員数が1点。保護文化財 古文書の部ということになります。指定基準としては、古文書として我が県の歴史上重要と認められるもので、同時に今回、木札ということですので、木簡、印章、金石文等は記録性が高く、学術上重要と認められるものという指定基準となります。

指定理由ですが、小鴨元清というのは、県中部の倉吉市周辺の有力豪族ですが、その家臣連署起請文木札ということでした、伯耆国久米郡の小鴨神社に中世以来伝存してきたものとなります。この起請文が書かれた年号がありまして、天正10年5月5日の頃は、織田・毛利の主戦場が鳥取県と岡山県辺りだった時期でして、ただ、この時期、主戦場が岡山の備前・備中のほうに移っていくために、織田方についていました小鴨氏というのは毛利方の攻勢を凌いでいた時期でした。そういう時期に小鴨氏の家臣12名の家名の連署された木札は、家臣団の実態を知るための基礎史料として大変貴重であるということです。これらは、小鴨元清家臣たちによる相互の盟約であると考えられ、中世において一揆を取り結ぶ際に作成された、いわゆる「一揆契状」の典型事例といえるということです。また、通常こういった起請文というのは紙(牛王宝印の裏)に記されることが多いんですが、木札に記されたものは全国的に見て類例が大変少ないということです。宛名のない起請文が第3者に公開することを意図した

ものであると考えられます。下の写真の真ん中中央ちょっと上に穴が空いておりますが、そこに釘を打ちつけて実際に掲示をするということで、この12名が絶対に裏切りませんよという公開をしたという史料で、大変ユニークなものです。そういう意味で起請文が持つ本質的な特徴を裏づける史料として学術的に大変貴重であると考えられております。

3頁をご覧ください。同じく鳥取県の保護文化財旧興国寺書院障壁画。所在地は鳥取市で、員数は22面です。襖の表と裏の両面に書いてあるものがありますので、画面数は38面になります。指定基準は保護文化財 絵画の部ということで、各時代の遺品のうち制作優秀で我が県の文化史上貴重なもの、そして2番目に我が県の絵画・彫刻史上で特に意義ある資料となるもの、そして4番目に特殊な作者または流派または地方様式等を代表する顕著なものという指定基準です。

指定理由をご覧ください。作者である土方稻嶺は江戸時代中期に鳥取藩の荒尾家の家臣として鳥取で生まれた人物です。その作風は、濃彩細密な南蘋派風のもの、四条派や狩野派といった中央の画家集団の学習を反映した南蘋派を和様化したような水墨基調のものに大きく分けられておりますが、本作は後者を代表する淡い色調の大作ということになると思います。山水、人物、花鳥といった諸画題を網羅しておまして、当時56才でしたが、円熟期ならではの高い大画面構成力と個々のモチーフを、実感をもって描き出すことが十分に発揮されていることから、他にも既に指定したのものもありますが、おそらく土方稻嶺の代表作とみなせるものだろうと思います。

本作は稻嶺が藩絵師となる以前でして、京都画壇で活躍していた頃ということになります。寛政8年の制作であります。実際には県内の寺院のための制作でなく、この興国寺というのは和歌山県の寺院でして、2016年に県立博物館に寄贈されたものです。多岐にわたる画題、禅宗寺院の書院四室分の障壁画というまとまった遺例であること、制作年が明かなことにおいて、きわめて意義深い資料です。また、土方稻嶺をはじめ藩政時代の他の画家たちが描いた障壁画は、現在のところ県内に一件も確認されておられません。その意味では稻嶺および近世の藩絵師の障壁画作品として、県内唯一の例として大変貴重な資料と考えております。下には、芭蕉に鳥図ほかを書いておりますが、後ろのほうに資料を付けておりますので、御覧いただければと思います。なお、この資料については、10月6日から県立博物館で開催される「土方稻嶺展」の中で、実際に書院を復元するような形で襖を立てて展示をしていただけるようにしております。是非ご覧いただければと思っています。

続いて4頁、近藤家住宅です。日野郡日野町根雨にあり、員数は10棟、主屋ほかあり、つれたりとして家相図3枚、普請帳1冊、そして宅地が3899.12㎡、宅地に介在する水路敷を含んだ指定ということになります。指定基準は、保護文化財建造物の部でして、3番の歴史的価値の高いもの、4番の学術的価値の高いものとなります。

10棟については、ここに書いてありますが、指定理由として、近藤家住宅は、鳥取県日野郡日野町根雨に位置し、根雨は、松江藩が参勤交代で用いる出雲街道の宿場町でして、日野郡の中心として栄えた町ということになります。近藤家は根雨宿のほ

ば中央に位置しており、近世から近代にかけて、元々備後の方から移ってきた家ですけど、たたら製鉄で栄えた者として有力なものです。製鉄業の後は林業なども営んでいます。地元の文化や産業発展に寄与した根雨を代表する旧家ということが言えると思います。

近藤家住宅は、元治元(1864年)年の建築の主屋を始めとして、江戸時代後期から明治期に建築された多くの建物が残存しており、鳥取県西部の山間部における、屋敷構えが良好に保存された大規模民家として大変貴重であると考えております。特徴として街道に面した主屋は建ちの高い、二階建ての町家建物で鳥取県内における二階部分に座敷を持つ町家の最古例であるということが棟札から明かになりました。全国的にみても早い段階の二階建て町家として学術的に貴重であります。また、棟札や家相図を含め、多くの史料により屋敷地の変遷をたどることもできます。家業であるたたら製鉄の反映とともに、増改築を繰り返した経緯を見ることができる建築物として歴史的価値の高い文化財です。

続きまして、5頁、鳥取県名勝庭園としての指定の案件です。河本氏庭園、琴浦町にあり、員数は一式で、史跡名勝天然記念物名勝の指定基準の1、公園・庭園ということになります。指定理由については、琴浦町(旧赤碕町)籠津に所在します河本家は、江戸時代の初めから明治初めまでの長きに渡り、大庄屋であるとか、宗旨庄屋などを務めました、八橋郡役人を勤めた家柄です。戦国時代の出雲の尼子氏の重臣であった家系ということになっており、赤碕の地で海運業で財を蓄えましたが、寛文年間に五代目弥三右衛門守通のときに、同じ八橋郡の現在の籠津に移り近世後期には、大地主として、また、金融業や俵物の販売、酒造業にかかわり、鳥取藩を代表する豪農となっております。河本家については、既に河本家住宅そのものが昭和49年に県指定、平成22年に国の重要文化財指定になっております。今回は、庭園についての県指定ということになります。庭園については、長屋門から主屋正面にかけての「前庭」そして、主屋の客間部を挟んで南と北に面する「表の庭南」と「表の庭北」、そして離れの庭、新離れの東に面する「新離れの庭」の五つの庭から構成されています。一つの庭のうちメインとなるのが、接客場としての表の庭です。

後ろの49頁をご覧くださいでしょうか。真ん中ちょっと下のほうに主屋という大きな建物が黄土色で塗られています。そこから左の方に客間部という角のように飛び出した部分があります。これが河本家の特徴でして、主屋の建築とすぐに客間を増設するという形をしております。この客間の北側と南側に庭があり、この客間空間から見る北側の庭がメインの接客の庭だと思えますが、南側の庭とこの両方を見ることができるといことが特徴であろうと思います。その部分だけをアップにしましたのが、50頁の平面図ということになります。これらの庭については、嘉永7年の家相図に詳細に描かれており、幕末頃の様子と現在までを比較することができます。大変よく遺存しております。本地域屈指の豪農の近世庭園の一つとして学術的価値が非常に高いものです。また、客間を介して南北に庭園を設える空間構成というのは類を見ません。限られた敷地において水路をうまく活用した池の構成も巧みで芸術的な価値も高いと考えています。

ということで、近代的地主として成功を収めた明治初期以降、遅くとも大正期までの間の造営・改修であると考えられ、近世から近代の長きに渡って地域の文化的中心であった河本家の変遷を知る上で貴重な庭園だと考えております。

今回の5件については、6頁に員数等を書いております。今回の5件が指定されれば県指定の文化財の件数は296件ということになります。以上ご審議お願いします。

○山本教育長

それでは議案第3号について、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

○坂本委員

3頁の土方稲嶺さんの襖絵は、今どこにあるんですか。

○中原文化財課長

今現在、県立博物館に寄贈されています。和歌山では、書院を建て替える際に外されて、使ってなかったようです。それを県立博物館の学芸員さんが土方稲嶺の調査をするときに、向こうの方といい話になりまして、活用調査をするのなら、ということで寄贈されたものです。

○田中理事監兼博物館長

修復することを条件に寄贈されたものですので、2年間京都で修復してまして、現在、修復を終えて帰ってきている状況です。

○山本教育長

今度、展示するんですか。

○田中理事監兼博物館長

興国寺に襖絵が飾られていたとおりに再現する形の展示をしますので、是非ご覧いただきたいです。

○坂本委員

墨絵は、なかなか保存が大変でしょうね。

○田中理事監兼博物館長

それで、お寺では管理できなくてしまい込んでいたという状態でした、修復すれば十分なので寄贈いただきました。

○坂本委員

修理費はどれぐらいかかるんでしょうか。

○田中理事監兼博物館長

まあ、それは…。安くはないですね。

○山本教育長

その他、いかがでしょうか。

○坂本委員

河本家住宅は、いつでも見に行けるんですか。

○中原文化財課長

基本的に河本さんは今もお住いですので、普段は見ることはできないですが、年に何回か公開日がありますので、そういう機会を御利用いただければ、一般の方も十分見ることができます。

○佐伯委員

すごい手入れが行き届いているなど拝見したんですが、それもみんな河本家がされるんですか。

○中原文化財課長

はい。ただ、樹木に関しては大変整備をされていますが、実は5頁の写真を見ていただくと、いま池には水が張ってありません。水を張るとなるといろいろ大変なことがあります、いま現在は張ってないんですけども、大変大切にさせていただいており、将来的には水を張るようにしたいということもありましたので、今回水路敷も含めて指定することを考えたわけです。

○山本教育長

そのほか、よろしいでしょうか。（賛同の声）

そうしますと議案第3号につきましても、異論等はありませんので、原案のとおり決定することとします。

○山本教育長

続いて、議案第4号鳥取県文化財保護審議会への諮問について、説明してください。

議案第4号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中原文化財課長

議案第4号、鳥取県文化財保護審議会の諮問についてご審議いただきます。諮問分ですが、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により、文化財保護審議会に意見を求

めるものです。案件は、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定についてということとして、保護文化財「絹本着色 五大明王図」という仏画の案件です。鳥取市の用瀬にある大安興寺さんの所蔵として、現在鳥取市の指定有形文化財となっているものです。現在は、県立博物館に寄託をされております。本作品は、作風や絹の目の状況から、13世紀の後半に作成されたものと判断されております。ただし、箱書きには、泉州梶尾山文殊院什物と記されており、箱のつくられた年代は宝暦五年ですから、江戸時代以降に大安興寺の方に大阪から移ってきたと考えられます。五大明王図は、時代を経てますのでぱっと見づらいですが、それぞれ憤怒行という怒りの表現をしたものでして、教え諭すことが難しい諸々の存在を降伏させる働きを持つ仏さまということになります。各幅に不動明王、金剛夜叉明王、大威徳明王、降三世明王、軍荼利明王が描かれており、通例の五大明王図としては珍しく、一番左側の不動明王が大きく描かれております。また、その右側の2体ずつは「(大威徳明王と金剛夜叉明王)」、「(降三世明王と軍荼利明王)」は、それぞれ作風が類似しておりまして、複数の手によってこれらが描かれたとみられております。裏打ちや補色等、何度か補修が行われているものの比較的よく残っております。鎌倉時代まで遡る仏画の少ない当県にとって貴重な作品と考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山本教育長

それでは、議案第4号について、ご質問等ございましたらお願いします。

○若原委員

指定有形文化財から保護文化財になるというのはなにがどう変わるんですか。

○中原文化財課長

今現在は鳥取市の指定ということで保護されているわけですが、それが県の宝ということになりますので、例えば修理とかが必要な場合に補助金を、県の指定になりますと県も出すことができる。市の方もお付き合いいただければ所有者の負担はより軽くなります。

○佐伯委員

絹かなんかで箱は巻いてしまっているんですか。

○中原文化財課長

もともとは絹地に書かれているもので、補修はどのようにされているか細かく確認しておりませんが、基本的には巻いた状態で箱に入れている状態です。

○佐伯委員

定期的にそれを出して風を通すとか、そういうことをして、観ていただくときに展示するということですか。

○中原文化財課長

はい、そういうことになります。鎌倉時代のかかなり繊細な絵画ですので、いつもというわけにはいかないでしょうけれども、今県立博物館の方で適切な管理がなされていますので、機会があれば、ご覧いただくことができるのではないかと思います。

○佐伯委員

こういうものは、博物館に残すんですか。県立美術館のほうに置くんですか。

○田中理事監兼博物館長

これは仏画ということになりますので、美術部門が所管しているか、人文部門がするか。仏像や仏教壁画は人文のほうの方が所管するケースもあつたりしますので、どちらが今管理をしているかにもよりますし、ただ絹本ですので非常に繊細ですから、より管理レベルの高いところで保存しておいた方がよいのかなと個人的には思います。

○山本教育長

他にございませんか。それでは、議案第4号につきましても異論はないようですので、議案のとおり決定することとしたいと思います。

■報告事項（公開）

○山本教育長

続いて報告事項に移ります。始めに事務局から順次、説明し、その後、各委員からの質疑をお願いしたいと思いますので、まず、報告事項ア～エについて、説明してください。なお、説明の際は、最初に所属名・職氏名を発言の上、お願いします。

報告事項ア 県教育委員会における障害者雇用の状況について

○片山教育総務課長

報告事項ア 県教育委員会における障がい者雇用の状況についてです。この8月中旬に中央省庁でいろいろ問題があつたということが分かり、地方自治体でもガイドラインにない報告が出てきたということでした。これを受けて、教育委員会あるいは知事部局でも、全庁的な調査を行いましたところ、このようなことはなかったということでした。平成30年度に障がい者雇用にカウントした職員について、改めて障害者手帳の所有状況を所属長が確認したということです。その結果、厚生労働省が定めるガイドラインを逸脱するような問題はありませんでした。実数としては79名です。

重度の方は2名分にカウントするというようなルールがあり、障がい者雇用率を算定する場合においては、合計109.0人に換算するというようにしています。障がい者雇用率では2.55%で、平成25年度までは法定雇用率を下回る状況でしたが、平成26年度から2.2%の法定雇用率に対して2.54%ということで、これ以降は法定雇用率を上回っているということです。以上です。

報告事項イ 平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）及び中学校教科用図書（特別の教科道徳）の採択について

○音田小中学校課長

報告事項イ 平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）及び中学校教科用図書（特別の教科道徳）の採択について、報告します。採択結果についての資料と採択に至るまでの制度の概要については、4月以降2度この教育委員会でも途中経過について報告させていただいたものです。8月31日が来年度の採択の締切になっており、各東中西部、県内三つの採択地区協議会において、調査員からの報告を受けて審議を行っていただいた上で、それぞれ小学校の教科用図書（特別の教科道徳を除く）と、中学校の2年間使用する教科書の採択結果が出ましたので、報告させていただきます。

小学校の教科書の採択については、今年1年だけということですので、前回平成27年の採択のときの教科書とすべて同じものを31年度も使用するというので、各地域ともそのように結論を出されました。一つも変わったところはありません。

また、中学校の道徳ですが、これは特別の教科として正式に来年度から中学校では実施されますので、8社あるそれぞれの教科書の中から、地区採択協議会の中で、それぞれ選んでいただいたところです。東・中部は東京書籍、西部が光村図書出版ということになっています。以上です。

報告事項ウ 21世紀型学力検討委員会の開催について

○徳田高等学校課長

報告事項ウ 21世紀型学力検討委員会の開催について、検討状況について報告させていただきます。平成28年6月に立ち上げた委員会、それからその下に三つのワーキンググループを設置しましたが、このたび今年度の第1回目の「21世紀型学力検討委員会」を開催しました。開催日は7月31日で、概要には4番に記載しておりますが「高校生のための学びの基礎診断」については、現在各業者から文部科学省に申請が出されて、文部科学省の中で今検討・審査がなされているということで、その結果が10月から11月に公表されるということです。

鳥取県としては、その結果等も考慮する必要がありますが、当面、受験については現在各学校でずっと継続して実施されているものもありますので、各学校で判断というのが現在の方向性ということです。それから三つ目の丸ですが、生徒の学習履歴の蓄積（ポートフォリオ）については、文部科学省の方針がまだ具体的に示されていないということです。また、各大学側も検討中ということで、まだ明確なものが見えてこないということです。引き続き動向等も見ながら情報収集等もしていきたいと考えております。詳細については、1頁から2頁に記載しておりますのでご覧ください。以上です。

報告事項エ 鳥取県ジュニア司書養成講座の開催について

○網浜図書館長

報告事項エ 鳥取県ジュニア司書養成講座の開催についてですが、鳥取県立図書館では、子どもたちに図書館の良さや機能を知ってもらう情報活用能力を身につけてもらうための「鳥取県ジュニア司書養成講座」を昨年から実施しています。これは、この講座を受講した子どもたちが、読書や図書館の良さを味わって、リーダーのように周囲に広めてくれることを目指して、県内の市町村図書館にも開催を呼びかけて実施しているものです。鳥取県立図書館では、8月1日から3日までの連続3日間開催しました。対象は特に読書離れになりやすいと言われていた小学校5年生から中学校2年生を対象にしています。今年は全部で5名の参加がありました。講座の内容は図書館業務全体に加えて、情報検索の知識や技術について学ぶということと、特にレファレンスとも言われるんですが、それでは鳥取県について調べること、というのを取り入れました。その受講の様子は5頁に写真を掲載しております。受講者の感想では「いろんな資料を使って調べたのがおもしろかった。もっと調べてみたい。」とか「今回経験したことを友達に伝えたい」ということがありました。また、市町村の図書館でも希望を集めたところ、今年は米子市、大山町、南部町の2館、合わせて4館で開催されました。これは県立図書館からカリキュラムを提供しまして、そこからそれぞれの館に合うようにアレンジして講座をそれぞれ行っていただきました。今年は特に米子図書館が始めて開催したんですが、想定したよりも多くの申し込みがあったので、抽選の結果開催したというようなこともありました。今後も更にこの取組みを県内の図書館へ広げてきたいと考えております。以上です。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等があればお願いします。

○若原委員

平成25年度から26年度にかけて雇用率がずいぶん上がってますね。このときは、どういう対策というか、対応されたんでしょうか。

○片山教育総務課長

障がい者ワークセンターといいまして何人かの知的障がいある方を県の非常勤職員として雇用し、その方々に軽度な作業をしていただくという取組があります。本庁で言いますと、知事部局で郵便物等の集配ですとか、簡単な封筒の袋詰めとか、そういったような作業をやっているんですけども、その取組みを教育委員会の方でもするようにしまして、学校現場でやっ払いこうと、具体的には県立米子養護学校で人数を集めて給食の配膳ですとか、授業の終わった後の清掃とかをしていただきました。県米養だけではなくて米子西高等でも作業をしていただき、人数を増やして対応することができました。

○若原委員

じゃあ不足数を実質的に増員されたわけですか。採用を増やされたわけですか。

○片山教育総務課長

はい。非常勤職員ということではありますが、それまでは見てのとおり常に法定雇用率を下回る状態でしたが、このときからは上回るようになりました。

○若原委員

このときは、何か特別な指導とか、指摘があったんですよね。

○片山教育総務課長

ずっと何年も達成できていなかったもので、鳥取労働局から勧告指導等がありました。なかなか学校現場が多いので、どうしても、新たに障がいのある方にお任せできるようなのは無いという雰囲気があったんですが、ワークセンターというような知事部局の設置して、特に養護学校等で、まとめて仕事をしたというスタートで対応しました。

○森田次長

非常勤職員の勤務時間で、障がい者雇用率にカウントするときに、短いと2分の1カウントになってしまうんですが、1週間29時間が30時間になると、1人分カウントになるので、非常勤の勤務時間をちょっと見直して、従来半分のカウントに過ぎなかったものを1人カウントになるようにすると工夫しました。

○若原委員

時間を調整することによってですか。もちろん実数も増やされたんですね。

○森田次長

実数を増やすということと、時間数を増やすことで対応しました。

○佐伯委員

米子西高で働いたと言われましたが、生徒さんたちは、障がいのある方がそこで働いていらっしゃるということは承知しているんですか。それとも、誰も知らないんですか。

○足羽教育次長

ある程度話はしてあります。ただ、生徒たちに直接関わるような業務内容というのはあまりなくて、生徒が授業を受けている間に、学校現場の環境整備の枝打ちだとか草取りだとかいうのを、学校技能主事がやり、そこにワークセンターから障がい者2人に1人の責任者が付いてという体制でやる形です。

○佐伯委員

給与面なんか、基準みたいなのがあって、この仕事でこれだけ働いたら、だいたいこれぐらいと決まっているもんですか。

○片山教育総務課長

単価は最低賃金に勤務時間を掛けて支給します。

○坂本委員

ジュニア司書講座ですが、すごい、いいことされたと思います。この生徒さんたちは、最後に感想文とか書かれたのがありますか。

○網浜図書館長

感想文はもらってないんですが、直接関わった職員がいろいろと感想を聞きました。

○坂本委員

もう一步、体験した感想文みたいなのを残されると、また、いいのではないかなと思います。

○網浜図書館長

ありがとうございます。また、できたらそうします。

○佐伯委員

私は、3日間と2日間で、実施日数が違うんですけども、プログラムのにはだいたい網羅できたのかということと、県立図書館の場合には、ジュニア司書講座の修了証かなんかもらうんですね。それは、米子とか大山ではもらったのかどうか。

○網浜図書館長

米子や大山でも同じように県立図書館から用意して、それぞれ参加者の名前を伺って事前に用意しておいて、当日修了式に修了証をお渡しできるようにしています。時間的には、いろいろあるけれども、けっこうマンツーマンでしっかり小規模なところはやれたりするので、2日間でも十分対応できるということがあると思います。

○佐伯委員

米子で11人も来たら、えらかったでしょう。

○網浜図書館長

応募数が多いので、これでも半分ぐらいに減らしたようです。米子は職員数も多いのでグループ分けして開催が可能でした。

○佐伯委員

そういうのを紹介するコーナーとか、ホームページでやっていくと、じゃ、この次は自分も応募してみようかなとか、広がっていくかなと思うんです。

○網浜図書館長

そうですね。

○山本教育長

良い取組みですので、情報発信をしっかりとするといいですね。

○若原委員

報告事項ウ ポートフォリオについてですけども、今実際にはどの程度ポートフォリオを作成させているんでしょうね。高校段階で。

○徳田高等学校課長

進学校を中心に、いろいろ模索している段階でして、例えば「JAPAN e-Portfolio」を活用されたりとか、あるいは民間の蓄積できるようなものを導入されたりとか、あるいはまだペーパーで蓄積をされている学校もありますし、今までどおりという学校もありますし、新たに作成されている学校もあります。

○若原委員

まだ、大学でも本当に足並みが揃ってないと思うんですね。生徒の個人情報を一元管理するというところに、ものすごく抵抗があって、大学側の方にも。なかなか実際には実施できていないと思います。大学入試に対応するという面も高校の場合あるわけですね。また様子をもうちょっと眺めるということにならざるを得ないですね。高校側では、なんとかポートフォリオに対する反発というか、危惧されるような意見というのはないですか。

○徳田高等学校課長

どの程度のものを蓄積しないといけないのかというところです。キリがありませんので、どの程度のものを残して、大学への程度入試で使うのかということについて先が見えないところがあり、そういった部分のご意見が多かったように思います。鳥取大学とも意見交換会等も続けて現在の検討状況も伺っているんですが、まだ大学側もまだ決まっておらず検討中だとか、まだ考えてないとかそういうご意見が多かったもので、まだまだ悩んでいらっしゃるのか検討される途中じゃないかと思っています。

○山本教育長

他に、よろしいですか？それでは残りの報告事項について説明は省きますが、何か気になることとかがありましたら。

○田中理事監兼博物館長

先ほどの土方稲嶺展は10月6日から始まりますのでお楽しみいただきたいと思います。

○中原文化財課長

報告事項クの青谷上寺地遺跡の発掘調査について、この際ですからお聞きいただきたいと思います。青谷上寺地遺跡の発掘調査は、9月下旬から第18次の発掘調査を行います。今回の発掘調査は、下の資料でちょっと分かりづらいんですけど、一番北側で海に近い方に寄っており、この場所はボーリング調査等によって弥生時代の海岸線が出てくるところと考えております。実際にボーリング調査の中で貝殻とかたくさん出てきていますので、北側の海岸線を確定して、貝塚等に関する情報を得ることを目的としてやっています。調査は2カ年でして、今年度はまだ弥生時代の層までは到達できないかもしれませんが11月まで発掘調査を行う予定です。その期間中は公開を常時していますので、機会がありましたらまた見に来ていただければと思います。

○若原委員

青谷とは直接関係ないんですけど、もうちょっと西に長瀬高浜古墳というのがありますね。あそこは現状のままで今後はもう調査するという事はないですか。

○中原文化財課長

長瀬高浜遺跡については、道路部分と処理場という部分を過去に発掘調査をされて、今は調査は終了しています。今、道路部分を付け替えしており、とりあえず今通れるようになっているんですけども、近い将来、何年か後には、その付け替えの関係で調査をしなければいけない可能性があるのではないかと。あくまで国土交通省のスケジュールによってということになります。

○若原委員

妻木晩田とか、青谷とか、それに匹敵するようなものがあるんじゃないかなあ。もうちょっと遺跡を再現して保存してもらおうようなことは将来、そういう計画はないのでしょうか。

○中原文化財課長

青谷上寺地遺跡は砂丘地として、出土品とかが残る条件というのが、青谷上寺地遺跡のように常に水漬になっている状態か、長瀬高浜遺跡のように砂丘のように割と乾燥している状態か、この二つが物の保存状態が良くなる条件です。長瀬高浜遺跡も大変状態のいいもので、埴輪群は重要文化財になっていますし、玉をつくっていた部分も県の指定の保護文化財になっていますので、調査をすれば恐らくかなりいいものが出てくるのではないかと考えています。その中で見つかった古墳の一機を縮小して築造して展示をするような形にはなっていますが、あとは湯梨浜町の歴史民俗資料館展示とかにしているところです。

○佐伯委員

青谷の発掘の作業は何人ぐらいの方がされて、全部が専門の方々ですか、それとも現地の方なんかもお手伝いに来られるんですか。

○中原文化財課長

基本的に発掘作業は委託をしております、そこで雇用されることにはなりますが、見ていると過去に経験のある方が参加をしておられるように思います。現在、もう1カ所教育文化財団が倉吉で発掘調査をしております、そこに先日現場の激励に行ったんですが、作業員さんたちはいろんな県内各地から来られたりしていて、例えば青谷上寺地遺跡の発掘調査に出た作業員さんなんかもおられて「やあやあ」という感じで、やはり皆さんが割と技術を持っておられたり、関心がある方です。青谷の作業員さんは10人ぐらいだと思いますが、恐らくそういう方たちが参加していただけているんじゃないかと思っています。

○坂本委員

私は、報告事項キの総合文化祭のときの鳥取城北高校が優等賞をもらっているみたいですが、また、そのコピーとかを見ることができたらお願いします。

○山本教育長

では、資料を後ほどお渡しします。

その他ありますでしょうか。それでは、以上で報告事項を終わります。

その他、各委員さんから何かありましたら発言をお願いします。

ないようですので、本日の定例教育委員会はこれで閉会といたします。次回は10月31日午前10時から、定例教育委員会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、本日の日程を終了いたします。どうもお疲れさまでした。